

褥瘡対策のための指針

特別養護老人ホーム蘇望苑
指定短期入所生活介護
地域密着型蘇望苑ユニット
デイサービスセンター蘇望苑

1 総則

特別養護老人ホーム蘇望苑（以下「施設」という。）は、高齢者の要介護状態に伴う心身の機能低下、低栄養状態、疾病による、寝たきりや、活動性の低下した状態に陥ることによる、褥瘡発生リスクを防ぐため、入居者に対し良質なサービス提供する取り組みの一つとして、すべての利用者が褥瘡を発生しないような適切な介護に努めるとともに、褥瘡による痛みと、そこに起因する様々な生活上の制限の解除、その発生を防止するための体制を整備することを目的に、褥瘡対策指針を定めるものである。

2 職員の責務

施設の職員は褥瘡に関する基礎的な知識を持ち、日常的なケアにおいて褥瘡発生の予防について配慮しなければならない。

3 褥瘡発生の予防の体制として

1) 目的

施設における施設内褥瘡対策を協議、検討し、褥瘡が発生しないような適切な介護を行う体制を整備し、その効率的な推進を図ることを目的とする。

2) 委員会の構成

- ① 施設長
- ② 看護職員と機能訓練指導員（褥瘡予防対策担当者）
- ③ 介護職員
- ④ 栄養士
- ⑤ 生活相談員
- ⑥ 介護支援専門員
- ⑦ その他（施設長が必要と認めるもの）

3) 委員会の開催

3カ月に1回定期的に開催する他、必要に応じて随時開催する。

4) 委員会の審議事項

- ① 施設内における褥瘡および合併する感染症の予防体制の確立に関する事
- ② 褥瘡予防に関する情報の収集に関する事
- ③ 施設内で報告のあった褥瘡事例の対応策に関する事
- ④ 褥瘡予防のためのマニュアル類の整備に関する事

- ⑤ 職員を対象とした褥瘡予防に関する研修の実施に関すること
- ⑥ その他、施設内の褥瘡の発生予防のために必要な事項に関すること

5) 褥瘡予防対策に関する職種ごとの役割

(1) 施設長（管理者）

- ・褥瘡発生予防、処遇の質向上の統括管理と生ずる諸課題の統括責任
- ・職員への指針の徹底
- ・職員に対する教育研修

(2) 看護職員

- ・嘱託医、主治医、専門医、協力病院との連携強化
- ・褥瘡処置への対応と内容の記録（DESIGN-R®）
- ・褥瘡発生予防に関する職員への指導
- ・褥瘡予防にかかる勉強会の開催

(3) 介護職員

- ・きめ細やかなケアと衛生管理の徹底と周知
- ・ケア計画に基づく排泄、入浴、清潔保持の徹底と周知
- ・栄養ケアマネジメントに基づくサービスの徹底と周知
- ・利用者個人に応じた、体位変換と良肢位の工夫及び周知徹底
- ・褥瘡の観察とその記録の整備
- ・褥瘡発生予防に関する職員への指導
- ・褥瘡予防にかかる勉強会の開催

(4) 管理栄養士

- ・褥瘡の状態把握と栄養管理
- ・栄養ケアマネジメントにおける、利用者の栄養状態の把握と管理
- ・栄養ケアマネジメントにおける、利用者の低栄養状態の改善と工夫
- ・栄養ケア計画における褥瘡ケアの評価
- ・家族への対応（栄養ケア計画作成の場合説明）

(5) 生活相談員

- ・各委員、専門職員間の連携、強化、調整
- ・事故対策委員会との連携による褥瘡予防体制の整備
- ・家族への報告、対応、連携
- ・外部専門機関との連絡調整

(6) 介護支援専門員

- ・施設サービス計画における褥瘡予防対策の立案と評価、見直しを図る。
- ・褥瘡予防対策にかかるサービスの内容の周知徹底
- ・家族への対応（ケア計画の説明）

4 褥瘡予防対策の手順

① 褥瘡予防のための計画の作成

褥瘡委員会において、各利用者の身体状況、生活環境、栄養状態、褥瘡の既往などのアセスメントを基に、計画を立案する。

- ・排泄チェック表
- ・体位変換表
- ・栄養評価
- ・機能訓練計画書
- ・ケアプラン
- ・月 1 回の医師による診察及び受診

② 褥瘡予防の実践

介護、看護職員は立案されたケア計画と別に定めるマニュアルに基づき日常的な介護において褥瘡予防を実践する。

③ 褥瘡経過評価表

- ・DESIGN-R®を用いる

5 褥瘡対策に関する研修

- 1) 施設長はあらかじめ褥瘡委員会において作成された、研修計画に基づき主に介護職員を対象とした褥瘡対策に関する施設内研修会を定期的かつ、断続的に実施するように各委員会を中心に指示し努める。
- 2) 褥瘡委員は褥瘡に関する研修会等に自ら積極的に参加するように努める。
- 3) 施設全職員を対象に褥瘡対策に関する研修会を計画的に実施するほか、申し送り等を活用しこまめな褥瘡対策の周知を図る。(年 2 回実施)

6 この指針の閲覧について

入所者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。また、当施設内の職員が自由に閲覧できる場所に設置しご家族様も自由に閲覧することができます。

令和 7 年度からホームページからも閲覧することができます。

(附則) この指針は令和 6 年 4 月 1 日より施行する